

政令番号391 ヘキサメチレン=ジイソシアネート

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成29年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	
1	北海道	2.7E-1							0.3
2	青森県	8.4E-2							0.1
3	岩手県	9.2E-2							0.1
4	宮城県	1.5E-1							0.1
5	秋田県	7.0E-2							0.1
6	山形県	1.4E-1							0.1
7	福島県	1.8E-1							0.2
8	茨城県	3.2E-1							0.3
9	栃木県	3.2E-1							0.3
10	群馬県	5.2E-1							0.5
11	埼玉県	8.8E-1							0.9
12	千葉県	3.1E-1							0.3
13	東京都	9.3E-1							0.9
14	神奈川県	7.9E-1							0.8
15	新潟県	3.1E-1							0.3
16	富山県	1.3E-1							0.1
17	石川県	1.5E-1							0.2
18	福井県	7.7E-2							0.1
19	山梨県	1.3E-1							0.1
20	長野県	3.5E-1							0.3
21	岐阜県	4.0E-1							0.4
22	静岡県	9.6E-1							1.0
23	愛知県	1.7E+0							1.7
24	三重県	3.2E-1							0.3
25	滋賀県	1.4E-1							0.1
26	京都府	2.0E-1							0.2
27	大阪府	1.1E+0							1.1
28	兵庫県	5.6E-1							0.6
29	奈良県	7.6E-2							0.1
30	和歌山県	7.8E-2							0.1
31	鳥取県	3.8E-2							0.0
32	島根県	5.6E-2							0.1
33	岡山県	2.4E-1							0.2
34	広島県	5.1E-1							0.5
35	山口県	1.3E-1							0.1
36	徳島県	5.7E-2							0.1
37	香川県	1.3E-1							0.1
38	愛媛県	1.9E-1							0.2
39	高知県	6.1E-2							0.1
40	福岡県	3.2E-1							0.3
41	佐賀県	7.3E-2							0.1
42	長崎県	1.9E-1							0.2
43	熊本県	1.3E-1							0.1
44	大分県	1.1E-1							0.1
45	宮崎県	6.7E-2							0.1
46	鹿児島県	8.5E-2							0.1
47	沖縄県	5.5E-2							0.1
全国		1.4E+1							14.2